

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
<p>〔措置法第40条第1項関係〕～〔措令第25条の17第5項第2号関係〕 (省略)</p> <p>〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 17～19の2 (省略)</p> <p><u>19の3</u> (信託行為の定めるところにより適正に運営される公益信託であるかどうかの判定)</p> <p><u>19の4</u> (特別の利益を与えること)</p> <p><u>19の5</u> (措令第25条の17第6項第2号への判定方法)</p>	<p>〔措置法第40条第1項関係〕～〔措令第25条の17第5項第2号関係〕 (同左)</p> <p>〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 17～19の2 (同左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>〔措令第25条の17第7項関係〕～〔措置法第40条第2項関係〕 (省略)</p> <p>〔措置法第40条第3項関係〕 23の2 (省略)</p> <p><u>23の3</u> (主宰受託者の意義)</p> <p><u>23の4</u> (省略)</p> <p><u>23の5</u> (省略)</p>	<p>〔措令第25条の17第7項関係〕～〔措置法第40条第2項関係〕 (同左)</p> <p>〔措置法第40条第3項関係〕 23の2 (同左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>23の3</u> (同左)</p> <p><u>23の4</u> (同左)</p>
<p>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕～〔措置法第40条第7項関係〕 (省略)</p> <p>〔措置法第40条第8項関係〕 39 (贈与等の日)</p> <p>40 (省略)</p> <p>〔措置法第40条第9項関係〕 41 (措置法第40条第9項に規定する贈与等の日)</p>	<p>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕～〔措置法第40条第7項関係〕 (同左)</p> <p>〔措置法第40条第8項関係〕 39 (贈与の日)</p> <p>40 (同左)</p> <p>〔措置法第40条第9項関係〕 41 (措置法第40条第9項に規定する贈与の日)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>〔措置法第40条第10項関係〕（省略）</p> <p>〔措置法第40条第11項関係〕  <u>42の2</u>（措置法第40条第11項に規定する認可の日）</p> <p>〔措置法第40条第12項関係〕  <u>42の3</u>（措置法第40条第12項に規定する公益信託の終了の日）</p> <p>〔措置法第40条第6項から第14項まで共通関係〕  43（省略）  44（措置法第40条第6項から第13項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類）  45～49（省略）</p> <p>〔措置法第40条第16項関係〕（省略）</p> <p>〔措置法第40条第17項関係〕（省略）</p> <p>〔措置法第40条第18項関係〕（省略）</p>	<p>〔措置法第40条第10項関係〕（同左）</p> <p>（新 設）  （新 設）</p> <p>（新 設）  （新 設）</p> <p>〔措置法第40条第6項から第12項まで共通関係〕  43（同左）  44（措置法第40条第6項から第11項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類）  45～49（同左）</p> <p>〔措置法第40条第14項関係〕（同左）</p> <p>〔措置法第40条第15項関係〕（同左）</p> <p>〔措置法第40条第16項関係〕（同左）</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第1項関係〕</p> <p>(公益を目的とする事業を行う法人)</p> <p>1 措置法第40条第1項第1号に規定する「公益を目的とする事業を行う法人(外国法人に該当するものを除く。)」とは、次に掲げる事業を行う法人をいい、当該事業の遂行に伴い収益を生じているかどうかを問わないのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2)・・・</p> <p>(遺贈と同様に取り扱う場合)</p> <p>2 措置法第40条第1項後段に規定する「遺贈(…当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含み、…)」には、次の財産(同項後段に規定する財産をいう。以下同じ。)の提供及び贈与も含むものとして取り扱う。</p> <p>(1) 昭和35年10月1日付直資90「被相続人の意思に基づき公益法人を設立する場合等の相続税の取扱いについて」通達の記の一((公益法人の設立の認可申請中に相続の開始があつた場合の取扱い))又は二((公益法人の設立の認可申請前に相続の開始があつた場合の取扱い))により、被相続人から遺贈により取得したものと同様に取り扱うこととなる場合の財産の提供</p> <p>(2) 上記(1)の通達の記の四((既設の公益法人に対し贈与があつた場合の準用))による取扱いを受ける場合の財産の贈与</p> <p>(人格のない社団等に対する贈与等)</p> <p>3 法人でない社団又は財団は、措置法第40条第1項第1号に規定する法人に該当しないことに留意する。</p> <p>ただし、当該法人を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会(以下「設立準備委員会等」という。)が、当該法人の設立前に、土地などの財産を贈与又は遺贈(同項後段に規定する贈与又は遺贈をいう。以下同じ。)により取得して、これを他に譲渡している場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに限り、当該設立準備委員会等は、当該法人に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)・・・</p> <p>(2) 当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地又は土地の上に存する権利が、当該法人の設立により、当該法人に帰属すること。</p>	<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第1項関係〕</p> <p>(公益を目的とする事業を行う法人)</p> <p>1 措置法第40条第1項後段に規定する「公益を目的とする事業を行う法人(外国法人に該当するものを除く。)」(以下「公益法人等」という。)とは、次に掲げる事業(以下「公益目的事業」という。)を行う法人をいい、当該事業の遂行に伴い収益を生じているかどうかを問わないのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2)・・・</p> <p>(遺贈と同様に取り扱う場合)</p> <p>2 措置法第40条第1項後段に規定する「遺贈(当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。)」には、昭和35年10月1日付直資90「被相続人の意思に基づき公益法人を設立する場合等の相続税の取扱いについて」通達の記の1((公益法人の設立の認可申請中に相続の開始があつた場合の取扱い))又は2((公益法人の設立の認可申請前に相続の開始があつた場合の取扱い))により、被相続人から遺贈により取得したものと同様に取り扱うこととなる場合の財産の提供も含むものとして取り扱う。</p> <p>また、当該通達の記の4((既設の公益法人に対し贈与があつた場合の準用))による取扱いを受ける場合の財産の贈与についても、同様とする。</p> <p>(人格のない社団等に対する贈与等)</p> <p>3 法人でない社団又は財団に対する財産の贈与又は遺贈は、措置法第40条第1項後段に規定する「法人に対する財産の贈与又は遺贈」に該当しないことに留意する。</p> <p>ただし、公益法人等を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会(以下「設立準備委員会等」という。)が、当該公益法人等の設立前に、土地などの財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡している場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに限り、当該贈与又は遺贈は、公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)・・・</p> <p>(2) 当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地又は土地の上に存する権利が、当該公益法人等の設立により、当該公益法人等に帰属すること。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 上記の取扱いは、<u>法人</u>の設立の認可などの要件として、例えば、幼稚園の設置運営を目的とする<u>法人</u>の設立認可の場合の園地、園舎などのように、一定の施設を有することが必要とされている場合には、設立準備委員会等が、その<u>法人</u>の設立前に、土地などの財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡し、その譲渡代金をもって当該施設を取得することがあることを考慮して設けたものであることに留意する。</p> <p>2 設立準備委員会等に対する財産の贈与又は遺贈があった日は、5の(1)又は(2)（贈与又は遺贈のあつた日）により、<u>法人</u>の設立前となることから、措令第25条の17第1項の規定による申請書の提出期限が、<u>当該法人</u>の設立前となることに留意する。</p> <p>(実質上法人の所有と認められるもの)</p> <p>4 措置法第40条第1項後段に規定する<u>公益法人等</u>（以下「<u>公益法人等</u>」という。）の設立に際し、当該<u>公益法人等</u>に個人が財産を贈与名義により移転させるとともに、当該移転に伴い債務を引き受けさせる形式がとられている場合であっても、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすものと認められるときは、当該財産及び債務は、実質上当初から当該<u>公益法人等</u>に帰属しているものとして取り扱う。したがって、当該財産については、措置法第40条第1項後段に規定する承認の対象とする必要がないことに留意する。</p> <p>(1)・(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第1項関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 措令第25条の17第1項に規定する「贈与又は遺贈のあつた日」とは、次に定める日後に当該贈与又は遺贈の効力が生ずると認められる場合を除き、次に掲げる贈与又は遺贈の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) (2)に掲げる贈与又は遺贈以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日</p> <p>イ . . .</p> <p>ロ . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>① 特定一般法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イ（定義）に掲げるものをいう。以下同じ。）</p> <p>② 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条（定義）に規定する学校法人をいう。以下同じ。）</p>	<p>(注) 1 上記の取扱いは、<u>公益法人等</u>の設立の認可などの要件として、例えば、幼稚園の設置運営を目的とする<u>公益法人等</u>の設立認可の場合の園地、園舎などのように、一定の施設を有することが必要とされている場合には、設立準備委員会等が、その<u>公益法人等</u>の設立前に、土地などの財産を贈与又は遺贈により取得して、これを他に譲渡し、その譲渡代金をもって当該施設を取得することがあることを考慮して設けたものであることに留意する。</p> <p>2 設立準備委員会等に対する財産の贈与又は遺贈があった日は、5の(3)又は(4)（贈与又は遺贈のあつた日）により、<u>公益法人等</u>の設立前となることから、措令第25条の17第1項の規定による申請書の提出期限が、<u>当該公益法人等</u>の設立前となることに留意する。</p> <p>(実質上法人の所有と認められるもの)</p> <p>4 <u>公益法人等</u>の設立に際し、当該<u>公益法人等</u>に個人が財産を贈与名義により移転させるとともに、当該移転に伴い債務を引き受けさせる形式がとられている場合であっても、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすものと認められるときは、当該財産及び債務は、実質上当初から当該<u>公益法人等</u>に帰属しているものとして取り扱う。したがって、当該財産については、措置法第40条第1項後段に規定する承認の対象とする必要がないことに留意する。</p> <p>(1)・(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第1項関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 措令第25条の17第1項に規定する「贈与又は遺贈のあつた日」とは、次に掲げる日後に当該贈与又は遺贈の効力が生ずると認められる場合を除き、それぞれ次に掲げる日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>特定一般法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イ（定義）に掲げるものをいう。）<u>、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条（定義）に規定する学校法人をいう。）<u>、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条（定義）に規定する社会福祉法人をいう。）<u>、更生保護法人（更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項（定義）に</u></u></u></p>

改正後	改正前
<p>③ <u>社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条（定義）に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>④ <u>更生保護法人（更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項（定義）に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>⑤ <u>宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項（法人格）に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>⑥ <u>医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>⑦ <u>特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>ハ 公益法人等に対する遺贈又は当該公益法人等を設立するための遺言による財産の提供の場合（3（人格のない社団等に対する贈与等）の設立準備委員会等に対する<u>遺贈</u>の場合を含む。） 遺贈をした者の死亡の日</p> <p>三 ……</p> <p>② <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号（定義）に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の信託財産とするための贈与又は遺贈 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日</u></p> <p>イ <u>信託法（平成18年法律第108号）第3条第1号（信託の方法）に掲げる方法によってする財産の信託（公益信託の設定のためにするものに限る。）の場合 当該公益信託の公益信託に関する法律第7条第1項（公益信託認可の申請）に規定する公益信託認可（ハにおいて「公益信託認可」という。）の日又は同号に規定する信託契約の締結の日のいずれか遅い日</u></p> <p>ロ <u>公益信託の信託財産とするための財産の贈与の場合（イに掲げる場合を除く。） 当該公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者がその受入れの決定をした日（当該財産の受入れに当たり公益信託に関する法律第12条第1項（公益信託の変更等の認可）に規定する行政庁の認可（同法附則第4条第1項（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）に規定する移行認可を含む。以下このロ及びニにおいて「公益信託の変更等の認可</u></p>	<p>規定する更生保護法人をいう。）、宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項（法人格）に規定する宗教法人をいう。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。）</p> <p>③ 公益法人等に対する遺贈又は当該公益法人等を設立するための遺言による財産の提供の場合（3（人格のない社団等に対する贈与等）の設立準備委員会等に対する<u>遺贈と認められる場合</u>を含む。） 遺贈をした者の死亡の日</p> <p>④ ……</p> <p>② <u>農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項（定義）に規定する農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）の権利の移転に当たり同法第3条第1項（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）若しくは第5条第1項本文（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の規定による許可又は同項第6号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記①又は②に定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可又は届出のあつた日をいうものとして取り扱う。</u></p>

改正後	改正前
<p>可」という。)が必要な場合は、同日又は当該公益信託の変更等の認可の日のいずれか遅い日)</p> <p>ハ 信託法第3条第2号に掲げる方法によってする財産の信託(公益信託の設定のためにするものに限る。)の場合 当該公益信託の公益信託認可の日</p> <p>ニ 公益信託の信託財産とするための財産の遺贈の場合(ハに掲げる場合を除く。) 当該遺贈をした者の死亡の日(当該遺贈による財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、当該公益信託の変更等の認可の日)</p> <p>(注) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項((定義))に規定する農地及び採草放牧地(以下この項において「農地等」という。)の権利の移転に当たり同法第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第6号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)イ若しくはロ又は(2)イ若しくはロに定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可があつた日又は当該届出の効力が生じた日をいうものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">【措令第25条の17第3項関係】</p>	<p style="text-align: center;">【措令第25条の17第3項関係】</p>
<p>(財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等)</p> <p>9 . . .</p> <p>(1) 贈与又は遺贈に係る土地が、不整形地若しくは間口が狭小な土地又は借地権が設定されている土地であることなどから、当該土地を公益法人等の公益目的事業(措置法第40条第1項後段に規定する公益目的事業をいう。以下同じ。)の用に直接供することが困難であるため、当該土地の全部又は一部が当該公益法人等において隣接地又は借地権と交換された場合 交換により取得した隣接地又は借地権</p> <p>(2)~(8) . . .</p> <p style="text-align: center;">【措令第25条の17第4項関係】</p>	<p>(財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等)</p> <p>9 . . .</p> <p>(1) 贈与又は遺贈に係る土地が、不整形地若しくは間口が狭小な土地又は借地権が設定されている土地であることなどから、当該土地を公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難であるため、当該土地の全部又は一部が当該公益法人等において隣接地又は借地権と交換された場合 交換により取得した隣接地又は借地権</p> <p>(2)~(8) . . .</p> <p style="text-align: center;">【措令第25条の17第4項関係】</p>
<p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>10 措令第25条の17第4項に規定する「その他同項の財産又は代替資産を当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむ</p>	<p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>10 措令第25条の17第4項に規定する「その他同項の財産又は代替資産を当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむ</p>

改正後	改正前
<p>を得ない事情」（以下「やむを得ない事情」という。）とは、贈与をした者（当該贈与をした者の相続人及び包括受遺者を含む。）又は遺贈をした者（当該遺贈をした者の相続人及び包括受遺者を含む。）及び贈与又は遺贈を受けた公益法人等の責めに帰せられない次に掲げる事情がある場合など、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下16までにおいて「財産等」という。）を、当該贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔指令第25条の17第5項第1号関係〕</p> <p>（公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定）</p> <p>12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ～ト . . .</p> <p>チ 科学技術その他の学術に関する研究を行うための施設（以下このチにおいて「研究施設」という。）を設置運営する事業又は当該学術に関する研究を行う者（以下このチ及び18において「研究者」という。）に対して助成金を支給する事業（助成金の支給の対象となる者が都道府県の範囲よりも狭い一定の地域内に住所を有する研究者又は当該一定の地域内に所在する研究施設の研究者に限定されているものを除く。）</p> <p>リ . . .</p> <p>(イ) <u>学生等の定数</u>は、原則として80人以上であること。</p> <p>(ロ) 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第7条第1号及び第2号（<u>学校において行う</u>技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲）に定める要件</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の事業の遂行により与えられる公益が、それを必要とする者の現在又は将来における勤務先、職業などにより制限されることなく、公益を必要とする<u>全ての者</u>（やむを得ない場合においてはこれらの者から公平に選出された者）に与えられるなど公益の分配が適正に行われること。</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>1・2 . . .</p> <p>3 . . .</p>	<p>を得ない事情」（以下「やむを得ない事情」という。）とは、贈与をした者（当該贈与をした者の相続人及び包括受遺者を含む。）又は遺贈をした者（当該遺贈をした者の相続人及び包括受遺者を含む。）及び贈与又は遺贈を受けた公益法人等の責めに帰せられない次に掲げる事情がある場合など、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下23までにおいて「財産等」という。）を、当該贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である事情が客観的に認められる場合をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔指令第25条の17第5項第1号関係〕</p> <p>（公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定）</p> <p>12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ～ト . . .</p> <p>チ 科学技術その他の学術に関する研究を行うための施設（以下「研究施設」という。）を設置運営する事業又は当該学術に関する研究を行う者（以下「研究者」という。）に対して助成金を支給する事業（助成金の支給の対象となる者が都道府県の範囲よりも狭い一定の地域内に住所を有する研究者又は当該一定の地域内に所在する研究施設の研究者に限定されているものを除く。）</p> <p>リ . . .</p> <p>(イ) <u>同時に授業を受ける生徒定数</u>は、原則として80人以上であること。</p> <p>(ロ) 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第7条第1号及び第2号（<u>学校において行なう</u>技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲）に定める要件</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の事業の遂行により与えられる公益が、それを必要とする者の現在又は将来における勤務先、職業などにより制限されることなく、公益を必要とする<u>すべての者</u>（やむを得ない場合においてはこれらの者から公平に選出された者）に与えられるなど公益の分配が適正に行われること。</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>1・2 . . .</p> <p>3 . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p>医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号に定める要件</p> <p>参考 . . . .</p> <p>イ・ロ . . . .</p> <p>ハ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額（ニに規定する特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>ニ <u>特定外国人患者（自費患者である外国人であつて医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による被保険者等（健康保険法及び船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による加入者及び被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者をいう。）でない者をいう。）に対し請求する診療報酬の額（健康保険法第76条第2項の規定により算定される額、同法第85条第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項に規定する基準により算定された同項の費用の額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）（第57条の2第1項第2号において「特定外国人患者請求額」という。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること。</u></p> <p>ホ . . . .</p> <p>4 . . . .</p> <p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1条第1号イからニまでの要件</p> <p>参考 . . . .</p> <p>イ . . . .</p> <p>ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額（ハにおいて「特定外国人患者請求額」という。）を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準に</p>	<p>医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号に定める要件（この場合において、同号ロの判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）</p> <p>参考 . . . .</p> <p>イ・ロ . . . .</p> <p>ハ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p> <p>ニ . . . .</p> <p>4 . . . .</p> <p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1条第1号イからハまでの要件</p> <p>参考 . . . .</p> <p>イ . . . .</p> <p>ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。</p>

改正後	改正前
<p>より計算されること。</p> <p>△ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。</p> <p>三 . . .</p> <p>(4) . . .</p>	<p>△ . . .</p> <p>(4) . . .</p>
<p>[措令第25条の17第5項第2号関係]</p>	<p>[措令第25条の17第5項第2号関係]</p>
<p>(公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合)</p> <p>14 財産等が、贈与又は遺贈を受けた公益法人等の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（当該贈与又は遺贈が公益信託の信託財産とするためのものである場合には、当該公益信託の受託者（措置法第40条第1項第2号に規定する受託者をいう。以下同じ。）及び公益信託に関する法律第4条第2項第2号（公益信託の要件）に規定する信託管理人（当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その同法第9条第2号（欠格事由）に規定する理事等（以下「理事等」という。）を含む。）並びに当該公益信託の合議制の機関の構成員）若しくは当該公益法人等の社員又は職員のための宿舎、保養所その他の福利厚生施設として利用される場合には、当該財産等は、公益目的事業の用に直接供されていることとはならないことに留意する。</p> <p>. . .</p>	<p>(公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合)</p> <p>14 財産等が、贈与又は遺贈を受けた公益法人等の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）若しくは当該公益法人等の社員又は職員のための宿舎、保養所その他の福利厚生施設として利用される場合には、当該財産等は、公益目的事業の用に直接供されていることとはならないことに留意する。</p> <p>. . .</p>
<p>[措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係]</p>	<p>[措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係]</p>
<p>(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p>17 措令第25条の17第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるかどうかの判定は、原則として、贈与又は遺贈が、同条第6項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める要件を満たしているかどうかにより行うものとする。</p> <p>ただし、当該贈与又は遺贈が同項第1号に掲げる場合に該当する場合において、その公益法人等の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）及び職員のうち、その財産の贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者と親族その他同号イに規定する特殊の関係がある者（以下19の3において「親族等」という。）が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該公益法人等の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号イに掲げる要件を満たさないと</p>	<p>(相続税等の負担の不当減少についての判定)</p> <p>17 措令第25条の17第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるかどうかの判定は、原則として、贈与又は遺贈を受けた公益法人等が同条第6項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。</p> <p>ただし、当該公益法人等の役員等及び職員のうち、その財産の贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者と親族その他同項第1号に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該公益法人等の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさなくても、同項第2号から第5号までの要件を満たしているときは、同条第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるこ</p>

改正後	改正前
<p>であっても、同号ロからホまでに掲げる要件を満たしているときは、同条第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められることに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>18 措令第25条の17第6項第1号イに規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与又は遺贈を受けた公益法人等について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ . . .</p> <p>(イ) 措令第25条の17第6項第1号イに定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同号ハに定める残余財産の帰属に関する規定</p> <p>(ロ) . . .</p> <p>(イ)～(ハ)</p> <p>(ト) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等(所得税法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。以下同じ。)を支給しないこと。</p> <p>(フ) . . .</p> <p>(注) 1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号イに定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同号ハに定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第3条第1項第1号((非営利型法人の範囲))に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。</p> <p>2 . . .</p> <p>ハ . . .</p> <p>(イ)～(ハ) . . .</p> <p>(ト) . . .</p> <p>A～G . . .</p> <p>(注) 一般社団・財団法人法第153条第1項第7号((定款の記載又は記録事項))に規定する会計監査人設置一般財団法人で、同法第199条の規定において読み替えて準用する同法第127条の規定により同法第126条第2項の規定の適用がない場合にあっては、上記Bの決算について評議員会の決議を要しないことに留意する。</p> <p>(フ)・(リ) . . .</p>	<p>とに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(その運営組織が適正であるかどうかの判定)</p> <p>18 措令第25条の17第6項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与又は遺贈を受けた公益法人等について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ . . .</p> <p>(イ) 措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定</p> <p>(ロ) . . .</p> <p>(イ)～(ハ)</p> <p>(ト) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等(所得税法第28条第1項((給与所得))に規定する「給与等」をいう。以下同じ。)を支給しないこと。</p> <p>(フ) . . .</p> <p>(注) 1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第3条第1項第1号((非営利型法人の範囲))に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。</p> <p>2 . . .</p> <p>ハ . . .</p> <p>(イ)～(ハ) . . .</p> <p>(ト) . . .</p> <p>A～G . . .</p> <p>(注) 一般社団・財団法人法第153条第1項第7号((定款の記載又は記載事項))に規定する会計監査人設置一般財団法人で、同法第199条の規定において読み替えて準用する同法第127条の規定により同法第126条第2項の規定の適用がない場合にあっては、上記Bの決算について評議員会の決議を要しないことに留意する。</p> <p>(フ)・(リ) . . .</p>

改正後	改正前
<p>(注) 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号イに定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同号ハに定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令第3条第1項第1号に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。</p> <p>ニ . . . .</p> <p>(イ) . . . .</p> <p>(ロ) . . . .</p> <p>A～I . . . .</p> <p>(注) 1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号イに定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同号ハに定める残余財産の帰属に関する規定が定款などに定められていなければならないことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(2)・(3) . . . .</p> <p>(特別の利益を与えること)</p> <p>19 措令第25条の17第6項第1号ロの規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . . .</p> <p>イ・ロ . . . .</p> <p>ハ 財産の贈与若しくは遺贈をする者、当該公益法人等の役員等若しくは社員（以下この項において「贈与等をする者等」という。）の親族</p> <p>ニ 贈与等をする者等と次に掲げる特殊の関係がある者（以下(2)及び19の4において「特殊の関係がある者」という。）</p> <p>(イ)～(ニ) . . . .</p> <p>(ホ) 贈与等をする者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者及びこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号</p>	<p>(注) 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令第3条第1項第1号に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。</p> <p>ニ . . . .</p> <p>(イ) . . . .</p> <p>(ロ) . . . .</p> <p>A～I . . . .</p> <p>(注) 1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款などに定められていなければならないことに留意する。</p> <p>2 . . . .</p> <p>(注) 特例民法法人（整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人のうち、同法第106条第1項（同法第121条第1項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の移行の登記をしていないもの（同法第131条第1項（認可の取消し）の規定により同法第45条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものにあつては、法人税法第2条第9号の2イに掲げるものに該当するものに限る。）をいう。）については、法令に別段の定めがある場合を除き、上記ニに準じて取り扱うことに留意する。</p> <p>(2)・(3) . . . .</p> <p>(特別の利益を与えること)</p> <p>19 措令第25条の17第6項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . . .</p> <p>イ・ロ . . . .</p> <p>ハ 財産の贈与若しくは遺贈をする者、当該公益法人等の役員等若しくは社員（以下「贈与等をする者等」という。）の親族</p> <p>ニ 贈与等をする者等と次に掲げる特殊の関係がある者（以下「特殊の関係がある者」という。）</p> <p>(イ)～(ニ) . . . .</p> <p>(ホ) 贈与等をする者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者及びこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号</p>

改正後	改正前
<p>に規定する同族会社に該当する他の法人 (ハ) . . . . (2) . . . .</p> <p>(公益法人等の有することとなる株式)</p> <p>19の2 措令第25条の17第6項第1号ホに規定する「当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行人の株式」及び同項第2号へに規定する「当該公益信託の受託者の有することとなる当該株式の発行人の株式」は、議決権を行使することができる事項について制限のない株式に限らないことに留意する。</p> <p>(<u>信託行為の定めるところにより適正に運営される公益信託であるかどうかの判定</u>)</p> <p>19の3 措令第25条の17第6項第2号イに規定する「その公益信託が、その信託行為の定めるところにより適正に運営されるものである」かどうかの判定は、贈与又は遺贈により財産を受け入れた公益信託について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p>(1) 信託行為において、次に掲げる事項（公益信託の全ての受託者が、措置法第40条第1項第1号に掲げる者であり、かつ、措令第25条の17第6項第1号イに掲げる要件を満たすものである場合には、ロに掲げる事項を除く。）が定められていること。</p> <p>イ 公益信託に関する法律において信託行為の記載事項と定められている事項  なお、この場合においては、次に掲げる事項が信託行為に定められていなければならないことに留意する。</p> <p>(イ) 措令第25条の17第6項第2号ニに定める残余財産の帰属に関する規定</p> <p>(ロ) 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ運営委員会等（措規第18条の19第5項第1号に規定する運営委員会等をいう。以下この項において同じ。）において運営委員等（同号に規定する運営委員等をいう。以下この項において同じ。）の総数の3分の2以上の承認（運営委員会等が設置されていない場合には、公益信託に関する法律第4条第2項第2号に規定する信託管理人（以下「信託管理人」という。）の同意）を得ることを必要とすること。</p> <p>ロ 運営委員会等に関する次に掲げる事項</p> <p>(イ) 運営委員等から構成される運営委員会等を設置すること。</p> <p>(ロ) 運営委員等の定数は、3名以上であること。</p> <p>(ハ) 運営委員等のうち親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は3分の1以下とすること。</p>	<p>に規定する同族会社に該当する他の法人 (ハ) . . . . (2) . . . .</p> <p>(公益法人等の有することとなる株式)</p> <p>19の2 措令第25条の17第6項第5号に規定する「当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行人の株式」は、議決権を行使することができる事項について制限のない株式に限らないことに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(ニ) <u>運営委員会等の議事の決定は、運営委員等の過半数が出席し、その出席した運営委員等の過半数の議決を必要とすること。</u></p> <p>(ホ) <u>信託財産の処分その他の公益信託に関する法律第7条第3項第4号に規定する公益信託事務（以下「公益信託事務」という。）の処理に関する重要な事項で次に掲げるものについて、運営委員会等の同意を得ることを必要とすること。</u></p> <p>A <u>収支予算（事業計画を含む。）</u></p> <p>B <u>収支決算（信託概況報告を含む。）</u></p> <p>C <u>信託財産の処分</u></p> <p>D <u>借入金（その信託事務年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</u></p> <p>E <u>信託行為の変更</u></p> <p>F <u>信託の終了並びに併合及び分割</u></p> <p>(ハ) <u>運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額の算定の根拠で、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないことを明らかにするもの。</u></p> <p>(2) <u>当該公益信託の事務の運営及び運営委員等の選任などが、法令及び信託行為に基づき適正に行われていること。</u></p> <p>(3) <u>当該公益信託の経理については、その公益信託の事務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること。</u></p> <p><u>(特別の利益を与えること)</u></p> <p><b>19の4</b> <u>措令第25条の17第6項第2号ハの規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>公益信託の信託行為又は事業計画書などにおいて、次に掲げる者に対して、当該公益信託の信託財産を無償で利用させ、又は与えるなど特別の利益を与える旨の記載がある場合</u></p> <p>イ <u>財産の贈与をする者</u></p> <p>ロ <u>当該公益信託の受託者又は信託管理人（これらの者が法人である場合には、その理事等を含む。以下ハにおいて同じ。）</u></p> <p>ハ <u>財産の贈与若しくは遺贈をする者、当該公益信託の受託者又は信託管理人(個人に限る。以下ニにおいて「贈与等をする者等」という。)の親族</u></p> <p>ニ <u>贈与等をする者等と特殊の関係がある者</u></p> <p>(2) <u>公益信託の受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、上記(1)イからニまでに掲げる者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>イ <u>公益信託の信託財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。</u></p> <p>ロ <u>これらの者に金銭の貸付けをすること。</u></p> <p>ハ <u>公益信託の信託財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。</u></p> <p>ニ <u>これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃借料で借り受けること。</u></p> <p>ホ <u>これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から公益目的事業の用に直接供するとは認められない財産を取得すること。</u></p> <p>ヘ <u>これらの者に対して公益信託に関する法律第8条第11号((公益信託認可の基準))に規定する支払基準、公益信託に関する法律施行規則(令和7年内閣府令第63号)第1条第13号に規定する報酬の算定方法その他の報酬に関する支払基準に比し過大な報酬を支払うこと。</u></p> <p>ト <u>これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受けをすること。</u></p> <p>チ <u>契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。</u></p> <p>リ <u>事業の遂行により供与する公益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。</u></p> <p><u>(措令第25条の17第6項第2号への判定方法)</u></p> <p><u>19の5 措令第25条の17第6項第2号への判定は、受託者ごとに、信託財産として有する当該株式の発行人の株式の数に信託法第2条第8項((定義))に規定する固有財産として有する当該株式の発行人の株式の数を加えて行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 共同受託の場合には、信託法第79条((信託財産の合有))の規定により信託財産は合有とされることから、上記の判定における株式の数の計算は、公益信託の信託財産とされた株式の数の全部を各受託者がそれぞれ有するものとして行うことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p><u>(国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件)</u></p> <p>20 <u>財産の贈与又は遺贈(公益信託の信託財産とするためのものを除く。以下この項において同じ。)</u>が、国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいう。以下同じ。)のうち法人税法別表第1に掲げる法人に対するものである場合における措令第25条の17第7項の規定の適用については、同項第2号及び第3号の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">・・・</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p><u>(国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件)</u></p> <p>20 財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいう。以下同じ。)のうち法人税法別表第1に掲げる法人に対するものである場合における措令第25条の17第7項の規定の適用については、同項第2号及び第3号の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">・・・</p>

改正後	改正前
<p>(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)</p> <p>20の2 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ホ及びヒに規定する関係大臣が財務大臣と協議して定める方法とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号(以下この項において「告示」という。)に定める次に掲げる要件を満たすことにつき、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、<u>認定特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法第2条第3項((定義))に規定する認定特定非営利活動法人(以下24の2において「認定特定非営利活動法人」という。))及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下24の2において「特例認定特定非営利活動法人」という。))をいう。以下27の2までにおいて同じ。)</u>又は<u>公益信託の受託者の所轄庁の証明(以下27の2までにおいて「所轄庁証明」という。))を受けた基金(以下「基金」という。))に組み入れる方法であることに留意する。</u></p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 基金が、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務、<u>事業又は事務</u>に充てられることが確実であること。</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>また、当該配当金は、その全額を上記(2)の<u>業務、事業又は事務</u>に充てる必要があるが、当該配当金を受領後、直ちに充てる必要はないことに留意する。</p> <p>(4) 基金への財産の組入れ、基金に組み入れた財産の運用、基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること<u>(当該基金が公益信託に係るものである場合には、当該合議制の機関を設置していること又は当該公益信託の信託行為において、当該重要事項について当該公益信託の信託管理人の同意を得る旨の定めがあること。)</u></p> <p>(5) 基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈(以下この(5)において「贈与等」という。)をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額(当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。)その他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査<u>(当該基金が公益信託に係るものである場合には、当該公益信託の信託管理人の承認)</u>を受けたものを、毎事業年度<u>(当該基金が公益信託に係るものである場合には、毎信託事務年度)</u>終了後3月以内に、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度<u>(当該基金が公益信託に係るものである場合には、信託事務年度)</u>の翌年度の開始の日から5年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地<u>(当該基金が公益信託に係るものである場合に</u></p>	<p>(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)</p> <p>20の2 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)及びホに規定する関係大臣が財務大臣と協議して定める方法とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号(以下「告示」という。)に定める次に掲げる要件を満たすことにつき、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。))及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)をいう。以下同じ。)の所轄庁の証明(以下27の2までにおいて「所轄庁証明」という。))を受けた基金(以下「基金」という。))に組み入れる方法であることに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 基金が、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務又は<u>事業</u>に充てられることが確実であること。</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>また、当該配当金は、その全額を上記(2)の<u>業務又は事業</u>に充てる必要があるが、当該配当金を受領後、直ちに充てる必要はないことに留意する。</p> <p>(4) 基金への財産の組入れ、基金に組み入れた財産の運用、基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。</p> <p>(5) 基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈(以下(5)において「贈与等」という。)をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額(当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。)及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後3月以内に、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。</p>

改正後	改正前
<p>は、当該公益信託の受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)に保存することとしていること。</p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>20の3 国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、<u>認定特定非営利活動法人等又は公益信託の受託者が</u>、措令第25条の17第1項の申請書の提出期限において所轄庁証明について申請中の場合など、当該提出期限までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第7項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(基金又は基本金に組み入れた財産の譲渡等)</p> <p>21 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ、<u>ホ又はへ</u>かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、<u>同項に規定する公益法人等の措規第18条の19第7項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する決定又は同意があつた後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ、<u>ホ又はへ</u>に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項関係〕</p> <p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)</p> <p>23 . . .</p> <p>この場合において、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈があつた日」とは、5((贈与又は遺贈のあつた日))に定める日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 贈与又は遺贈に係る財産が当該贈与又は遺贈を受ける前から当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されている場合は、5の(1)イ若しくはハ又は(2)ロ若しくはニ((贈与又は遺贈のあつた日))に定める日を当該公益目的事業の用に直接供した日と取り扱う。</p> <p>(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>(措置法第40条第3項に規定する財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出)</p> <p>23の2 措置法第40条第3項に規定する公益法人等(当該公益法人等が公益信託の受託者である場合</p>	<p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>20の3 国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人等が、措令第25条の17第1項の申請書の提出期限において所轄庁証明について申請中の場合など、当該提出期限までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第7項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(基金又は基本金に組み入れた財産の譲渡等)</p> <p>21 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホかっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、<u>措規第18条の19第5項各号に規定する公益法人等の合議制の機関又は理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基金又は基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項関係〕</p> <p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)</p> <p>23 . . .</p> <p>この場合において、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈があつた日」とは、5((贈与又は遺贈のあつた日))に定める日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(注) 贈与又は遺贈に係る財産が当該贈与又は遺贈を受ける前から当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されている場合は、5の(1)又は(3)((贈与又は遺贈のあつた日))に定める日を当該公益目的事業の用に直接供した日と取り扱う。</p> <p>(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>(措置法第40条第3項に規定する財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出)</p> <p>23の2 措置法第40条第3項に規定する公益法人等から、当該公益法人等の納税地の所轄税務署長を</p>

改正後	改正前
<p>(当該公益信託の受託者が2以上ある場合に限る。)は、次項の主宰受託者)から、当該公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に対し、同条第3項に規定する財産等(特定管理方法により管理されているものを除く。)をその公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出書(その旨を明らかにする書類の添付があるものに限る。)の提出があった場合には、原則として、同項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。</p> <p><u>(主宰受託者の意義)</u></p> <p><b>23の3</b> 措令第25条の17第16項の「主宰受託者」とは、公益信託の受託者が2以上ある場合において、中心となって公益信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。この場合、全体を取りまとめているかは、信託行為に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」)</p> <p><b>23の4</b> 措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」とは、理事会、評議員会、社員総会その他これに準ずる権限を有する議決機関又は株主総会その他これに準ずる総会等において解散の日を定めたときはその定めた日、解散の日を定めなかったときは当該議決機関における解散の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」)</p> <p><b>23の5</b> . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</p> <p>(特定一般法人に該当しないこととなった場合)</p> <p><b>24</b> 財産の贈与又は遺贈(公益信託の信託財産とするためのものを除く。)を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があった後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかったとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。</p>	<p>經由して国税庁長官に対し、同項に規定する財産等(特定管理方法により管理されているものを除く。)をその公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出書(その旨を明らかにする書類の添付があるものに限る。)の提出があった場合には、原則として、同項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」)</p> <p><b>23の3</b> 措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」とは、理事会、評議員会、社員総会その他これに準ずる権限を有する議決機関において解散の日を定めたときはその定めた日、解散の日を定めなかったときは当該議決機関における解散の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」)</p> <p><b>23の4</b> . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</p> <p>(特定一般法人に該当しないこととなった場合)</p> <p><b>24</b> 財産の贈与又は遺贈を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があった後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかったとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(認定特定非営利活動法人等に係る認定又は特例認定が失効した場合)</p> <p>24の2 措令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与若しくは遺贈に係る財産又は措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産（当該財産又は特定買換資産の代替資産を含む。以下この項において同じ。）を特定管理方法（<u>措令第25条の17第7項第2号ホに規定する方法に係るものに限る。</u>以下この項において同じ。）により管理する認定特定非営利活動法人等が、例えば、次の(1)又は(2)に該当する場合には、当該財産又は特定買換資産は特定管理方法により管理されているものには該当しないものとして、措令第25条の17第10項、第13項又は第14項の規定を適用することに留意する。</p> <p>(1)・(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>(譲渡の日)</p> <p>25 措置法第40条第5項各号に規定する「譲渡の日」とは、<u>当該各号に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡による当該財産の引渡しの日をいうものとして取り扱う。</u></p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>27の2 国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、<u>認定特定非営利活動法人等又は公益信託の受託者が</u>、措置法第40条第3項の贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の前日において所轄庁証明について申請中の場合など、当該財産の譲渡の日の前日までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第5項第2号の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(同種の資産の範囲)</p> <p>29 . . .</p> <p>(注) 措規第18条の19第11項に規定する「公社債及び投資信託の受益権」には、割引の方法により発行される公社債や分配金の分配方式がいわゆる無分配型（分配型であって利息が再投資されるものを含む。）の投資信託の受益権などのように、果実が生じない又はその生ずる果実を公益目的事業の用に供することができない公社債及び投資信託の受益権は含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第6項関係〕</p>	<p>(認定特定非営利活動法人等に係る認定又は特例認定が失効した場合)</p> <p>24の2 措令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与若しくは遺贈に係る財産又は措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産（当該財産又は特定買換資産の代替資産を含む。以下この項において同じ。）を特定管理方法により管理する認定特定非営利活動法人等が、例えば、次の(1)又は(2)に該当する場合には、当該財産又は特定買換資産は特定管理方法により管理されているものには該当しないものとして、措令第25条の17第10項、第13項又は第14項の規定を適用することに留意する。</p> <p>(1)・(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>(譲渡の日)</p> <p>25 措置法第40条第5項各号に規定する「譲渡の日」とは、<u>同項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡による当該財産の引渡しの日をいうものとして取り扱う。</u></p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>27の2 国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人等が、措置法第40条第3項の贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の前日において所轄庁証明について申請中の場合など、当該財産の譲渡の日の前日までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第5項第2号の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(同種の資産の範囲)</p> <p>29 . . .</p> <p>(注) 措規第18条の19第9項に規定する「公社債及び投資信託の受益権」には、割引の方法により発行される公社債や分配金の分配方式がいわゆる無分配型（分配型であって利息が再投資されるものを含む。）の投資信託の受益権などのように、果実が生じない又はその生ずる果実を公益目的事業の用に供することができない公社債及び投資信託の受益権は含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第6項関係〕</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(新設合併の場合の措令第25条の17第21項に定める書類)</p> <p>37 措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」(以下「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が措置法第40条第6項の規定により、同条第3項に規定する財産等を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第21項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第8項関係〕</p> <p>(贈与等の日)</p> <p>39 措置法第40条第8項に規定する「贈与の日」又は「<u>信託財産とする日</u>」とは、<u>それぞれ同項に規定する当初法人による同項に規定する引継財産の贈与の履行の日又は引渡しの日</u>をいうものとして取り扱う。</p> <p>(公益引継資産が金銭の場合)</p> <p>40 措置法第40条第8項に規定する「公益引継資産」が金銭の場合、原則として、同項に規定する引継法人等は、当該金銭の全部をもって当該引継法人等の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、当該財産を同項に規定する贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に当該引継法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第19項に定める事情があるときは、当該贈与等の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間)内に当該公益目的事業の用に直接供しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第9項関係〕</p> <p>(措置法第40条第9項に規定する贈与等の日)</p> <p>41 措置法第40条第9項に規定する「贈与の日」又は「<u>信託財産とする日</u>」とは、<u>それぞれ同項に規定する特定贈与等を受けた特定一般法人による同項に規定する財産等の贈与の履行の日又は引渡しの日</u>をいうものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第11項関係〕</p>	<p>(新設合併の場合の措令第25条の17第21項に定める書類)</p> <p>37 措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」(以下「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が措置法第40条第6項の規定により、同条第3項に規定する財産等(以下41において「<u>財産等</u>」という。)を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第21項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第8項関係〕</p> <p>(贈与の日)</p> <p>39 措置法第40条第8項に規定する「贈与の日」とは、同項に規定する当初法人による同項に規定する引継財産の贈与の履行の日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(公益引継資産が金銭の場合)</p> <p>40 措置法第40条第8項に規定する「公益引継資産」が金銭の場合、原則として、同項に規定する引継法人は、当該金銭の全部をもって当該引継法人の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、当該財産を同項に規定する贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に当該引継法人の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第19項に定める事情があるときは、当該贈与の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間)内に当該公益目的事業の用に直接供しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第9項関係〕</p> <p>(措置法第40条第9項に規定する贈与の日)</p> <p>41 措置法第40条第9項に規定する「贈与の日」とは、同項に規定する特定贈与等を受けた特定一般法人による同項に規定する財産等の贈与の履行の日をいうものとして取り扱う。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(措置法第40条第11項に規定する認可の日)</u></p> <p><u>42の2</u> 措置法第40条第11項に規定する「認可…の日」とは、同項に規定する引継受託者が公益信託に関する法律施行規則第12条第3項((公益信託の変更の認可の申請))の規定により受託者の変更に係る変更後の信託行為の内容を証する書面(同項に規定する変更後の信託行為の内容を証する書面をいう。)を行政庁(公益信託に関する法律第3条((行政庁))に規定する行政庁をいう。)に提出した日をいうものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;"><u>[措置法第40条第12項関係]</u></p> <p><u>(措置法第40条第12項に規定する公益信託の終了の日)</u></p> <p><u>42の3</u> 措置法第40条第12項に規定する「公益信託の終了の日」(以下「公益信託の終了の日」という。)とは、同項に規定する当初公益信託の終了に伴う残余財産の給付の日をいうものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;"><u>[措置法第40条第6項から第14項まで共通関係]</u></p> <p><u>(措置法第40条第3項の適用関係)</u></p> <p><u>43</u> 措置法第40条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。以下(注)2において同じ。)までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人(公益信託の受託者である個人を含む。以下同じ。)に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第13項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項及び第9項の場合はこれらの項に規定する贈与等の日、同条第10項の場合は同項に規定する贈与の日、同条第11項の場合は同項に規定する認可又は届出の日、同条第12項の場合は公益信託の終了の日、同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合は同条第14項に規定するそれぞれの場合に係る贈与等の日、贈与の日又は認可若しくは届出の日をいう。</p> <p>2 措置法第40条第6項から第13項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第13項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>[措置法第40条第6項から第12項まで共通関係]</u></p> <p><u>(措置法第40条第3項の適用関係)</u></p> <p><u>43</u> 措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。(注)2において同じ。)までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第11項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日、同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合は同条第12項に規定するそれぞれの場合に係る贈与の日をいう。</p> <p>2 措置法第40条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第11項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金</p>

改正後	改正前
<p>額又は雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</p>	<p>額又は雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。</p>
<p>(措置法第40条第6項から第13項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)</p>	<p>(措置法第40条第6項から第11項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)</p>
<p>44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。)までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第21項から第23項まで、第25項、第26項、第30項、第32項若しくは第33項(同条第34項の規定により同条第33項の規定を準用する場合を含む。)の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。</p>	<p>44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第21項若しくは第22項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。</p>
<p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)</p>	<p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)</p>
<p>45 措置法第40条第15項の規定により同条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第19項に定める事情があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定は、特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日が当該期間内かどうかにより行うものとする。</p>	<p>45 措置法第40条第13項の規定により同条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第19項に定める事情があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定は、特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日が当該期間内かどうかにより行うものとする。</p>
<p>(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第13項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項及び第9項の場合はこれらの項に規定する贈与等の日、同条第10項の場合は同項に規定する贈与の日、同条第11項の場合は同項に規定する認可又は届出の日、同条第12項の場合は公益信託の終了の日、同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合は同条第14項に規定するそれぞれの場合に係る贈与等の日、贈与の日又は認可若しくは届出の日をいう。</p>	<p>(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第11項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日、同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合は同条第12項に規定するそれぞれの場合に係る贈与の日をいう。</p>
<p>2 . . .</p>	<p>2 . . .</p>
<p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合)</p>	<p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合)</p>
<p>46 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第40条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。</p>	<p>46 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第15項の規定により準用する措令第25条の17第19項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情についてそれぞれ準用する。</p> <p>(注) 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第13項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項及び第9項の場合はこれらの項に規定する贈与等の日、同条第10項の場合は同項に規定する贈与の日、同条第11項の場合は同項に規定する認可又は届出の日、同条第12項の場合は公益信託の終了の日、同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合は同条第14項に規定するそれぞれの場合に係る贈与等の日、贈与の日又は認可若しくは届出の日をいう。</p> <p>(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>48 . . .</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>49 措置法第40条第6項から第13項(同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の同条第5項の規定の適用については、35((代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第16項関係〕</p> <p>(特定一般法人等の範囲)</p>	<p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第13項の規定により準用する措令第25条の17第19項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情についてそれぞれ準用する。</p> <p>(注) 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第11項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日、同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合は同条第12項に規定するそれぞれの場合に係る贈与の日をいう。</p> <p>(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>48 . . .</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。以下50までにおいて同じ。)までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>49 措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の同条第5項の規定の適用については、35((代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第14項関係〕</p> <p>(特定一般法人等の範囲)</p>

改正後	改正前
<p>50 措置法第40条第16項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第13項（同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。）までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第37項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第13項（同条第14項の規定により同条第13項の規定を準用する場合を含む。）までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第17項関係〕</p> <p>（判定の時期等）</p> <p>51 公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈が措令第25条の17第5項各号に定める要件に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する申請書の記載等に基づき、当該贈与又は遺贈の時を基準として、その後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第17項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時まで、当該法人の組織、定款などを変更すること等により当該各号に定める要件に該当することが明らかにされたときは、当該贈与又は遺贈は、当該各号に定める要件に該当するものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>（注）・・・</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第18項関係〕</p> <p>（災害その他やむを得ない理由がある場合）</p> <p>52 措置法第40条第18項に規定する「災害その他やむを得ない理由がある場合」とは、例えば、災害、盗難などにより同項に規定する公益法人等が同条第17項の規定による同条第1項後段の承認をした旨の通知に係る通知書を消失した場合等をいうことに留意する。</p>	<p>50 措置法第40条第14項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第11項（同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。）までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第30項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第11項（同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。）までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第15項関係〕</p> <p>（判定の時期等）</p> <p>51 公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈が措令第25条の17第5項各号に定める要件に該当するかどうかの判定は、同条第1項に規定する申請書の記載等に基づき、当該贈与又は遺贈の時を基準として、その後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第15項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時まで、当該法人の組織、定款などを変更すること等により当該各号に定める要件に該当することが明らかにされたときは、当該贈与又は遺贈は、当該各号に定める要件に該当するものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>（注）・・・</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第16項関係〕</p> <p>（災害その他やむを得ない理由がある場合）</p> <p>52 措置法第40条第16項に規定する「災害その他やむを得ない理由がある場合」とは、例えば、災害、盗難などにより同項に規定する公益法人等が同条第15項の規定による同条第1項後段の承認をした旨の通知に係る通知書を消失した場合等をいうことに留意する。</p>